

エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金給付事業について

<市長コメント>

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国が方針を示しておりました、低所得世帯に対する1世帯当たり3万円を目安とした給付事業の実施についてお知らせいたします。

支給の対象となりますのは、国の方針である今年度の住民税が非課税である世帯に加え、本市独自の取組として、予期せず本年1月から10月までの間に家計が急変し、非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯にも、対象を広げて実施いたします。

支給要件を満たすと思われる住民税非課税世帯には「確認書」を8月中旬に郵送する予定としております。

また、家計急変世帯につきましては、8月中旬から受付を開始する予定としており、ホームページや新聞広告のほか、周知用チラシを全戸配布し、お知らせすることとしております。

8月上旬には、専用のコールセンター、受付窓口を開設し、8月下旬からの支給開始に向け、準備を進めてまいります。

なお、確認書の提出期限及び家計急変世帯の申請期限は共に11月15日となりますので、忘れずに手続きいただきますようお願いいたします。